丹鶴叢書

信實朝臣集　完

117
105
2

東京圖書館
和書門　叢書類　別ヌ　函二　架二　號ハ　一〇五冊

国立国会図書館　タイトル『丹鶴叢書』　請求記号 117-2

ガラス使用

東京帝國大學圖書館藏

丹鶴叢書　己酉帙

故樾原芳埜納本

従五位下行土佐守源朝臣忠央輯刻

信實朝臣家集撰

春歌

彩ゑ帖影まくらかよみ侍ふたつる
けさはうへもまちぬるやえさのもさへ更よ花さけるらむ
一條入道太政大臣家よりさくらの花を人〻
よみ侍しに
紅ふかくこのもの梅はのこれむとうちもとのみとりそまさりける

国立国会図書館　タイトル『丹鶴叢書』　請求記号 117-2
ガラス使用

寛元三年八月右大弁入道法華経の料紙
のうへに百そくくはへてまいらせたるに
よめる

営のちるをみなへしまがふもの
前孫大納言ちかくふる百そくのよのせにより
まがふくもなかりしをみなへしかな
入道二品親王人々よみ侍りけるに
おしなべてのうへのうつろひ
新後撰春上
まがさぬ彩をの梅はうつろひぬ
紅の色ぞ深しの百そくよ

信実

夫はまつるふるの野をよまむとゆかりの梅を
拾遺殿人々よ百そくのよのせにまがふ
ものをよめる
ものの野をよりわかるまがなるにつめるちるものたるそてのうへ
前右大納言家にまかりあるにのこの人々のよのものを
出だしあるのをうくるをよめる

国立国会図書館　タイトル『丹鶴叢書』　請求記号 117-2
ガラス使用

忘もきこえぬゆきむ月のさえくらしつるよもの月あはれなる
おなじ　五十首のうちかつるの雪より仰こと
あやしもそやかきそへんむ雪のとまりてかつる屋の松
經の法師乃百首より
むさしの八こゑ鳴こゑもある物をかなしかるあさのぬ
九條内大臣家より合侍るあつさ
うつる屋
続拾遺春上
あさてらぬたるむつさもいそつまるを続拾
家より五社合侍るめ侍る帰鳥

信実

もの思ていねられぬ夜のあけるといそやのそのる屋のね
西園寺三十首よりよませ侍る
続拾遺春下
ちるもをしなりかつきのさくら嵐ふくす
貞永元年家百首改家の百首より
きてもみぬふる人のおそ梅花のつとやたらまし
家百首より
みよしのの山のたよりのせてちる梅の郭
ちるのうとしもある
新勅撰春下　たいしん
山さくらいろちるときのまをへよりもの法ふるとき
九條内大臣家より百首人々

新勅撰雜一　たいしらん

信実

夏分

右大弁入道

卯花の咲ぬと人のをしなべて

同家三十首

いつまでとおもひをたのむ時鳥さつきまちこそ
おなじ百そうり
さゝなみのこがさゝをかくるつみのうちはまとるを
かちまくやものかたるよりゆふ波もきこの五月雨のころ
ちゝみとり乃世ゝそうり
五月雨よりのかゝせのはるまてとおもひてのゐる舟人
ゆ後大納言百そうゆ
新後撰夏
さゝ粽よ水のうちのたゝを舟とやくゝ五月雨のころ
の新後
建保えゝ和歌所のあるゝ歌百そうさみゝを
みのなとゝふゝもゝそうるゝを詠る五月雨の比
信実

法性寺入道関白敦たゝ家の序歌人ゝ百首
うゝゝゝせゝを折ひゝゆふ山のさゝゝを
山川のさゝをもふもとかゝるまてせをゝものゝさゝれのころ
西園寺世そう
五月雨のはゝゝなる飛る川きのこのうちの世のゝる世ゝ
玉葉雑一ゝゝゝ
彩ゝ帖ゝゝゆふさつゆ
ゆくゝゝきの道もおゝえぬさはゝゝゝのゝるゝのゝゝ
同歌のゆふ夏岡
ゆゝ振神のゝむ波のみとゝろゝゝ月かゝゝゝを人ゝるゝ
ゝみゝゝの世ゝゝそう

苔の業よかりをとゝめて花堂を法やはらいのぶるまゝん

猶のさゝしはをそ

むろゝゝゝむまかるをゝゝゝ

秋部

貞永元年百首歌合

秋

新勅撰秋上

よる波の浮くもあるべき物の秋しのうらに秋のきりぎす

前藤大納言家五十首歌

秋をいたみなかもいそうてたまぎるこのいろ七日の暮をまつらん

寛元三年九月法性寺殿百首歌

かきぬ[信実]ぬ[信実]ぬ[信実]しの[信実]ぶ[信実]ぬ[信実]ぬ[信実]ぬ

いのちをしかのこゑをきくよりもこゑあてに後夏もろ田うゑ

法性寺殿世首よ

秋をのこるさゝ〳〵もうゑ砂のをの人乃庵ゑ[illegible]

拾玉殿市ゑそよ田家鹿

ちかの板ゐをかるゝ小田ふさゝをしとやもろ乃あくらむ

經の玉ゝ〳〵百首よ

山ちのむらひのゝ田ちをハいなそつゝ秋のせそゝく

彩山法歌ゑよゝそゝ

続拾遺秋上　ふゝ〳〵

乃なゝゝ〳〵霧たちぬ山ゐの口ゝ田と家ゝ秋やゝぬらし

おなゝ〳〵歌のゑふあゝ乃ゆゝ屋

続古今秋上　たゝ〳〵ゝゝ

秋をのゝゝさも見ゝゝるゝゝ法ゑのむゝいや秋のゝなるゝ世ゝ

法性寺殿世ゝゝふ

なゝ原ゑゝゝゝ乃ゝゝの世ゑ秋乃ゆゝゝゝ

九條内大臣家ゝゝゆゝゝるのむゝ

秋をふゝいもゆゝの紅ゝをゝゝの葉よ乃ゝ中のなゝゝむ

經乃ゝゝゝ百ゝゝゝ

さゝゝゝ八月ゝゝゝゝゝのゑの秋乃あ紅のゝゝゝ

彩山法歌ゑよゝ秋ゝゝ乃月

玉葉秋下

ゝゝゝゝゝ山のゝゝゝゆゝ秋やのゝゝよ枕ゝゝゝて月と信ふ

寛元三年八月十五日歌合ゑ秋の法ゝよ月

続千載秋上
くもゐのあきはいかのをそらてんかをなかめなさしけ月
法性寺殿世そ
ゆくすえまてかすまあきのそらやてをそ月のつもとのこ
いのをしくいつなをそをぬ八月をる秋のとのをつをも
摂政殿内百そをなみのうへの月
続古今秋上
名をしをさひやいつあしのををこ続古
同上
ふかをてすをる月哉
同をををのをちの月
続後撰秋中
ぬちのををみの屋の秋風よ寄をと長て月よつんるのな
種のををしをの百そを
元ををる法ををさををぬをををををてをむをををよ月ををる
信実

続後撰秋上
月の宮の中ふ

続古今
浦月を

をををををみなのをゆくをむをを踏月ををををる宿ををををを
宮屋大納言家百そを月ををををををををを
ををる月ゆをををををぬ宮ををををををををををををん
八月十五夜一條入道太政大臣家百そを関の月
新後撰秋上
秋風よふをの宮屋のあををををををををををををる
貞永元年八月十五夜大殿法の合を名所月
続古今神
ををををの秋の秋風よ神代をををををる月の音
五社の合をかをを乃月
道のへの門おをををを宮ををををををを沈る月影
新古今秋上ををををををの月

いはまくさ　ゆかしきかな　ほとのぶ

掛改殿法百首　みつの浦

霧のうちにうたる　舟人　ちとせ　ちとせ　海の神　ちとせ

經のたうとさの百首

たちむかひてその山乃桜の　ぬくるもく　やのたとなの

桜の　ちる　中

新勅撰秋下　たいしらず

ひとをくくハ桜風　さむ　さ　たちのまゆ　みち

承久元年内裏　合　搗衣をきく

うつもふ　やうも　ぬらん　ぬさ　ぬ　ちの　ぬ

掛改殿法百首　搗衣をきく

信実

大きゝ位入道　ちとせ　ちとせ

搗衣

さむしさのあとたるくの里　人　衣うつ　ぬ

貞永元年　掛改殿　百首　みち

むしのこゑまつハ　ぬ　ぬ　ハ

掛改殿法百首　みち

いつこのそこの　ぬ　ぬ

九條内大臣家法　ちとせ　ちとせ　乃桜

まちぬ桜の　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　乃里

貞永元年百首哥奉献とのゝ時

続後撰秋下

たゝぬるもかなしかりけるかりの人の秋のまちえ

法性寺殿御歌

たゝくゝふる里家さも月のかつらの乃ちの秋風そ吹く

百首哥たてまつりしとき

たまのむしろ衣手ふるゝ秋の夜の月のかけ

信実

百首哥たてまつりしとき

秋の山路ふかしのたゝく

百首哥たてまつりしとき

たつのゝ秋の道しもいのゝ人の袖のしたをとゝ

冬歌

二品親王家百首哥たてまつりしとき

続後撰冬

ふきぬいしまかりのやゝ秋の月の新しきつ

百首哥たてまつりしとき

ゆふ風の家の千そとめ秋の山

百首哥たてまつりしとき

ゆきくるゝ山ゝなかなる秋の月をさんるゝ

経乃上人の百首哥

ふのくるゝ時ゝの山ゝあまたゝ袖てぬるゝなれ

彩山法皇御歌

ゆふ時雨ふるゝ秋の

ゆふ時雨ふるゝ山ゝ

すみよしの社ゝ

きつまるとをくみてこゝろゆるぶもたてどゆるせのあるをも

紅の料紙乃百そくよ

みやのもとをたゝまくも畏なんゆるとみるこのさの歌

形ことにゝ紅葉乃しるさ

さゝふ秋さめかちなるもこゝろ歌よ世間をとゝまるをも

建保五年内裏七そく御会　みその新拾

新拾遺冬

菅の根もうつろひのもるみの日ふる雪いそく山乃ちゝ月

同御会　みその月　新勅

新勅撰冬

雲のうゑに秋をとゝめぬ宮もなる雪乃月こゝろん

建保四年おなしき御会　信実

月

嵐ふく秋のこゝろのみをもふもやまもちゝぬ月の山乃ぬ

紅の月しゝ百そくよ

みのよのもくるもせの雲こゝろ秋さゝひをすめる月ゝ

以ものゝ家の風を雲をもとゝ月をあらも

みちをゝくゝなるぬもゝ歌とつものをゝる人なし

大系之位入道のこゝろよ

いのゝ山をのうゝ秋の紅ぬん秋もゝ人ゝぬのも

家後大納言家十五そく　の家ふ　徒後拾

徒後拾遺冬

神なひの世のもゝのみをもこゝろむろの山を海みゝ

紅百そくよ

[illegible]

西園寺の[illegible]

続後撰冬

下[illegible]の[illegible]の[illegible]

法[illegible]の入道殿[illegible]の[illegible]百[illegible]

[illegible]の[illegible]

山の[illegible]

前[illegible]郷[illegible]

[illegible]

建保[illegible]

信実

続拾遺冬

[illegible]

かたら[illegible]

[illegible]

七十[illegible]

[illegible]

住[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

西園寺[illegible]

なるめつるとうみの月をふもあるとはるるとなるとの[illegible]

きしの千鳥とうるることのるめるとの

きみすのとうもとやゆるるふ井のうへうはの[illegible]

[illegible]

紅の色[illegible]乃百[illegible]

なるきしの[illegible]ふ[illegible]人をとうもむ

人めりる袖をいそ[illegible]ためぬこのたなこのたよ

[illegible]のかこをやこ[illegible]やゆるるもをき

つくてもたいのをの中ふ[illegible]の流のおちふあそほ

抱る袖より色のそよいてしのこ[illegible]流のな

さうとてもふるまもぬさむ[illegible]袖を求

なかくそそくくけよいそ[illegible]の流さのこ[illegible]

きぬとをうふもゆてを[illegible]

新後拾　光俊朝臣よ
ませ侍る百そうの

たのそをもまそみるなかあやはのめとをまそ人の見そまそ
つんてやゆめりへもとふたそて文あそ
ぬ色の道を
いもせる月のるこそうけをそ社をそ
前後大納言家百そうの
たい
社花のそうのむしろをそよ
住よしの浦のそ
はつかたそふみそ侍るそ
拾改歌所百そうのそ
立そる霧のそりしたのたそ
社めをそ

新後拾遺恋三

ゆ形百そよいのるそ
たつそぬまを雲る神よりをへてもを向そそぬ逢坂乃山
新小倉影よあひ乃
梓らよそまそよそを行のそ
たそ人をあり
続千載恋五
まの松あそんのゆはるつ月をそ
人しをぬ
恋なつひよたるさのそそそも誰を恋をとへあをとん
人をしらる
下もえのそをそやをそうそぬんたをまをいの人をそをまをまそ

[illegible]

時のうさぶろうなるもとをもとめいるるもくをさらしーこと

きりめる

[illegible]

うらん

[illegible]

五社会合むさしさらひ

我いこひんをすすもとを月をおなつりとおもふるなる

新勅撰恋五

逢保五年内裏歌合

[illegible]

信実

新勅　権大納言忠信公合に付るる小侯恋

[illegible]

新後撰恋五

[illegible]

新勅撰旅

[illegible]　新勅

[illegible]

[illegible]

[illegible]

我恋八峰のけぶり思ひの森とぞ見ゆるやそよいつむ

新後撰恋四

ま山たなんとそ思の森く侍るとなん　おきてゝ新後

たよりたのむ人ゝハ

続古今　小侍従

さしてまゝ思ひあるとやちるらん宮のやまのゝ雲めい

京極中納言家よくもつゝ恋

いぬ人のけぶりとそ思ひあるゝ桃のゝ雲小倉やまなん

三條の侍従公信百首たゆるこひ

ほらのうちたそのまのゆふまもいとまぬあつき袖

貞永のゝ歌百首よまれしあまぬこひ

続古今恋五

あしたゝ思ふ思の森くなるんのちはつゝ思ふ

西園寺前内大臣

同恋三

こゝぬしの袖よりそ月かゝたゝ涙まやこゝろつむ

こけ　続古

たゝ思ふ信入道ゝ思ひ思ひのちの恋

あひ〳〵ハさなゝ袖のつゝさまゝ思ひやゝ思のちめあらん

小條宮内卿

しまゝ恋なるこひ

しまゝ恋なるこひ

ちゝたゝたえぬものゝあもぬのつゝもゝ袖ある

家長朝臣

続千載恋四

いつまゝともぬゝ思の月かゝ思ひやゝ涙ゝ袖やゝちん

すみよし社

藻ゝと舟さゝてなゝ恋ゝ袖ゝ思ゝ恋ゝ

かたらの宮人合

恋ゆゑもうひなきまちの弓合あつまてまとの人はなし

家よりあ社の合とくくるまめ侍しまあひ

くあきぬ恋

湊舟口をしてくすてきてワくし芦まもえやうきん

後大納言家の千そよいくよまをたゆるこい

さしもてあきるるあのうきうはきて白のうれまる

月家月なみのうきよ恋

侍めも浪ハきよめとふうさのハなてて人のとまて

信実

雜部

新こ帖歌よあつまを又新てうう

ふうき後よまつ記きうあたてゆつをを

よひ

ひよきまうなうきうくのかう新するとつひのと

あまのきう

月のうきくて海きうふみちぬきておのまをてを

てふひ

やふうききてもあつ日のきううぬ衣ちよ

くも

国立国会図書館　タイトル『丹鶴叢書』　請求記号 117-2
ガラス使用

かへるなみのあとにもるや数なるらんも

こん秋

みるせいねあるたるふのふたるやそのかるるめらむ

はこのこむ

さしあるら桜ふるさはけるもふまるかるしる

あ一

まるふよもさ秋さるる鳥ほしるあ続るはのかるひち

ふるさ秋

あるもなるさむの一語のたの秋のるるなたるるさひよるる

くるま

たるるるまるたるるぬ車のたるるもまるるるさ

ぬま

るるるるるるるのるのるのるのるのるのるのるのるのるさ

ふるる

たるのやるたるる岸のるるるるるるるるるるるのるるるのるな

やまるのる

いるまるるる海のひるるるるるるるるるるるるるるるるるる

ものる

ふるるゆるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる

うら

葉さへなのるふるかさるてう松の汐風音に折るるのな
さ哉
ふるさとを持ぬしきなるひ松もまさきをくなる梢くん
うたゝ孫
庚のうつまを枕さとかうけくとをくハ移るるとなる
法花
七十よおとひのとる杖なをとをかまてのこゝあまたなる
五社のうさあをせの少なをう
九重のさゝけをハ山ひめもをくへくてのなるゝもゝむ
かをうのやゝろまるる乃月

信実

続後　学のをゝるをさ
ゝらひくゝゝゝるる

月のをるみをさゝやいをんをちりゝ山おをゝるゝゝゆるをちの雲を
紅のをゝゝしの百そをる
をゝゝをのなゝゝのみゝゝあゝる黒をゝをかさ移をむゝるらあ
なゝゝなるをゝれるも法くるなゝゝおゝこをさぬをを行ゝくゝん
ゝゝを見ゝゝのつをゝとゝゝゝをゝみゝゝえなゝ花を見ゝゝるゝさ
ふををゝしゝゝるゝをゝゝゝをゝゝて世ゝての道をゝゝゝゝゝゝまゝゝん
をゝゝのつゝ見ゝるゝひぬつゝをゝゝゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝる
雲を見のをゝゝ松ゝゝゝて言ゝゝの松ゝゝゝ見を人ゝゝを勢む

続後撰雑下

なゝゝ数ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

続拾　述懐部の中

[illegible]

続拾遺雑中

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

信実

釋迦善逝

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同百首述懐

[illegible]

続後撰雑中

[illegible]

月前

同秋中

[illegible]

大宮三位入道[illegible]述懐

国立国会図書館　タイトル『丹鶴叢書』　請求記号 117-2
ガラス使用

[illegible]

続拾遺旅

道[illegible]

[illegible]

続古今旅

[illegible]

[illegible]

信実

続拾　洞院拾殿百首　旅

続古　洞院拾殿百首　たび

貞和の百首に百首より山家

新後撰雜上　たいしん

[illegible]

五十[illegible]の中より

[illegible]

百首[illegible]

八幡[illegible]

続古今雜中　続古

[illegible]

拾遺殿百[illegible]

[illegible]

同百首[illegible]述懷

新後　同上

同上

我宮ゝ[illegible]

前後大納言家十三ゝ月

さゝなる月ゝ[illegible]

入道二品親王の[illegible]

屋もとゝのとゝ[illegible]

形ゝ[illegible]

すゝ[illegible]

八條院かゝ[illegible]

ゝ[illegible]

新勅撰雜三

やみのうちもゝ[illegible]

信実

貞永元年ゝ[illegible]

ゝ[illegible]

いゝ[illegible]

前後大納言家十月ゝ[illegible]

[illegible]

ゝ[illegible]

名所述懐

[illegible]

寛治九年[illegible]

江上眺望

みまくの本のさくらのはなさきぬ入江にそへぬ神つ白波

聖主の京氣

なかきよの聖君のかをひにあまきくさもなきそなかとのなる

信実

此一帖信実朝臣集依父卿命以家本令書写被附属于藤原光芳者也後年依所望加奥書畢

享保二十一年二月三日

左中將為村

丹鶴叢書目録

丁未帙

正中御飾記一卷

内宮御神寶記一卷

右二部原本丹鶴書院蔵

後水尾院當時年中行事二卷

右原本村田春野蔵

春記三卷　同裏文書

右原本中山備前守信守朝臣蔵

九條右大臣集一卷

国立国会図書館　タイトル『丹鶴叢書』　請求記号 117-2

ガラス使用

御堂関白集一巻
右二部原本丹鶴書院蔵
藤原家経朝臣集一巻
右原本仲田顯忠蔵
和泉式部續集二巻
右原本井上文雄蔵
源重之女集一巻
小侍従集一巻
殷富門院大輔集一巻
右三部原本仲田顯忠蔵

風俗津連奈幾物語一巻
右原本新見伊賀守正路朝臣蔵
已上摠十二部十五巻或分或合為十一本

戊申帙
釋奠供物圖一巻
諸陵雜事注文一巻
雜筆要集一巻
右三部原本村田春野蔵
春記十一巻

国立国会図書館　タイトル『丹鶴叢書』　請求記号 117-2
ガラス使用

右原本松平越中守定猷朝臣蔵
室町殿春日詣記一卷
右原本村田春野蔵
拵弓藤割次第一卷
諸鞍日記一卷
九條家車圖一卷
西園寺家車圖一卷
右四部原本田口千頴蔵
萬代和歌集二十卷
前参議教長卿集六卷
濱松中納言物語四卷
乙寺縁起一卷
右四部原本丹鶴書院蔵
已上捻十三部五十卷為三十九本
己酉帙
侍中群要十卷
右原本松岡明義蔵
信實朝臣集一卷
草根集十五卷
右二部原本丹鶴書院蔵

117
105
2

繪師草紙一卷
右原本小田切直蔵同人縮写之
蒙古襲来繪詞三卷
右原本高島千春蔵同人縮写之
已上揔五部三十卷為二十四本
庚戌帙　嗣刻

丹鶴叢藏梓

賣弘所
三都書肆
京都三条通釜屋町　出雲寺文次郎
大阪心齋橋通安堂寺町　秋田屋太右衛門
江戸芝神明前　岡田屋嘉七
同鍛冶橋五郎兵衛町　中屋徳兵衛

国立国会図書館　タイトル『丹鶴叢書』　請求記号 117-2
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『丹鶴叢書』 請求記号 117-2

ガラス使用